

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十八号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則（昭和四十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「三年以内」を「五年以内」に改める。

様式第一号の裏面、様式第七号の裏面、様式第八号その二から様式第十三号までの裏面及び様式第十八号の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県港湾管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る申請から適用し、同日前の許可に係る申請については、なお従前の例による。